

Inu to Town Pop-upスペース利用規約

Inu to Town Pop-upスペースの利用者及び利用予約者並びに利用を希望する者（以下、これらを総じて甲という。）は、Inu to Town株式会社（以下、乙という。）が運営管理するPop-upスペースの利用等に関し、以下の利用規約（以下、本規約という。）を遵守して頂くものとし、甲乙間で別段の合意をした場合を除き、甲乙間で締結されるPop-upスペース利用契約の内容となるものとします。

第1条（本規約の遵守等）

1. 乙は甲に対し、本規約に基づきPop-upスペースを利用させ、甲は本契約の諸規定を遵守してPop-upスペース利用するものとします。
2. 甲において本規約に定める方法で仮予約が成立した時点で、乙は甲が本規約の全規定を承諾したものと看做し、甲はこれに異議を唱えないものとします。
3. 甲は乙に対し、Pop-upスペースは現況貸しとなっていることを了承します。
4. 甲が予約したPop-upスペースは、甲及び甲が乙に事前に告知したブランドのみが利用可能です。

第2条（利用料の支払）

1. 甲はPop-upスペースを利用する対価として、乙に対し、乙が別途定める利用料を支払うものとします。
2. 甲は、乙が甲の仮予約を受けて行う利用料請求に際して定めた支払期限内に、利用料の全額を支払うものとします。
3. 甲の乙に対する利用料の支払方法は、乙が別途指定する金融機関口座に振り込む方法で支払うものとします。支払時の手数料は甲の負担とします。
4. 甲のPop-upスペースの使用が開始されてから、乙は甲に対し、いかなる理由があっても利用料金の割引・返金等は行わないものとします。

第3条（利用予約の成立及びキャンセル）

1. 甲のPop-upスペース利用予約は、乙の以下の順序により行うものとします。
 - 1 乙の指定する登録フォームに、甲が必要事項（甲の氏名・住所／法人名・本店所在地・代表者・利用日時・甲の担当者等）を記入して、乙が受諾した時点で仮予約が成立したものとします。

2 甲が乙に対し、乙がEメール等を通じて行った利用料請求に対し、利用料全額を支払い、乙がその入金を確認した時点で本予約が成立したものとします（同時に、甲乙間において本規約を内容とするPop-upスペース利用契約が成立したものとします）。

3 仮予約後、乙が甲に対し支払期限を定めて利用料の請求を行ったにもかかわらず、甲が支払期限内に利用料の支払を行わない場合には、支払期限の途過をもって、乙は甲が仮予約をキャンセルしたものと看做し、甲はこれに異議を唱えません。

2. 前項の本予約成立後に甲が利用予約をキャンセルする場合（日時変更の場合を含む）、甲は乙のEメール（inutotown.info@gmail.com）への連絡をもってキャンセルの通知をし、乙に同メールが到達した時点でキャンセルが成立するものとします。

3. 甲が前項のキャンセルをした場合、乙に対し以下の条件に従ってキャンセル料を支払うものとします。

(1) 本予約成立～利用開始予定日の31日前までにキャンセル：入金額の30%

(2) 利用開始予定日の30日前～15日前までにキャンセル：入金額の50%

(3) 利用開始予定日の14日前～当日までにキャンセル：入金額の100%

4. 第1項の予約成立後に甲が予約をキャンセルした場合で、甲が乙に対し既に利用料の全部又は一部を支払い済みの場合には、乙は甲に対し受領済みの利用料から前項のキャンセル料を差し引いた額を、甲指定の口座に振り込む方法で返金します。

尚、乙の甲に対する返金時に発生する振込手数料は、甲が負担するものとします。

第4条（利用時間に関する規定）

1. 甲が本規約及び本予約の成立により乙からPop-upスペース利用を許諾された利用時間途中で退出した場合でも、乙は甲に対し、利用料金の割引・返金等はいりません。

2. 甲は本規約及び本予約の成立により乙との間で定めた利用を終了した後は、乙の承諾無しに無断でPop-upスペース内に立ち入ることはできません。

3. 甲は乙の承諾無く、利用時間の延長や利用時間開始前の使用は出来ません。甲が予約無しに勝手にPop-upスペースを使用していることが発覚した場合や、定められた時間を超えて乙の承諾なくPop-upスペースを使用した場合には、甲は乙に対し、本規約及び本予約において定めた当該Pop-upスペースの利用料の5倍に相当する額の違約金を支払う義務を負います。

4. 甲がPop-upスペースを使用している期間内に、使用期間の延長を望む場合、次期使用者が決定していない場合に限り、次期のPop-upスペース使用料を払うことで延長利用を可能とする。なお、期間に関しては通常のPop-upスペース利用の場合は1ヶ月単位での申請であるが、延長の利用に限り、2週間単位での利用を許可します。

3. 甲が利用期間満了時までPop-upスペース及びこれを含む建造物から退出せず、又は甲が持込んだ荷物や商品等を撤去しない場合、その他甲が利用期間満了時まで前項の原状回復を果たさなかった場合には、乙が当該荷物や商品等を移動、Pop-upスペースを含む建造物外に搬出、処理、廃棄したとしても、甲は乙に対して異議を述べる事ができないものとします。

4. 甲が利用期間満了時まで明渡しを完了しなかった場合には、1日あたりのPop-upスペース利用料の5倍の金額（乙が別途指定する場合はその金額）を原状復帰に要した日数分も含め、遅延損害金として請求します。また、この場合の運搬・清掃に掛かる費用は、別途、甲が実費を負担するものとします（乙が運送・清掃費用を立て替え払いした場合には、甲は乙に対して乙の立替金全額を支払うものとします）。

第8条（甲の禁止行為及び利用中止）

1. 乙は甲に対し、甲がPop-upスペースを利用予約し、又は実際に利用するにあたり、以下の各号記載の行為を行うことを禁止します。

1 申込時における甲のPop-upスペース使用目的、使用方法等と、異なる使用目的、使用方法での利用

2 Pop-upスペースを含む建造物の他の入居者、利用者及び同建造物の近隣の事業者・住民に迷惑を及ぼし又は迷惑を及ぼす恐れがある言動・行為・騒音等

3 乙の許可なく第三者に転貸すること

4 乙が、風紀上または安全管理上、不相当と認める行為

5 常識を超えた備品の持込又は使用

6 関係諸官庁から中止命令が出された場合における継続使用

7 禁止および注意事項、また乙の注意に従わないこと

8 法令違反又はその虞のある行為および法令で販売が禁止されている商品の販売

9 公序良俗に反する低俗な行為およびわいせつ物や違法な商品の販売

10 危険物、騒音や振動を生じる物、動物及び常識を超えた備品の持ち込み及び販売

11 利用予約の申込内容と異なる行為を行うこと

12 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるものの販売

13 乙の事前承諾が無く行われた、Pop-upスペースの床・壁・天井・付属設備・備品等への釘類の打ち付け、改築、改造、模様替え、粘着テープ類の貼り付け、鋌止め、その他現状を変更し又は変更するおそれのある行為

14 乙の承諾無く、Pop-upスペースの他の利用予約者と直接交渉し、又は契約をする行為

15 Pop-upスペースに宿泊する行為

16 乙の事前承諾のない飲食行為

17 その他乙が社会通念上不適切な使用方法と判断した場合又は乙に不利益を与える行為

2. 甲が本契約及び利用予約に基づきPop-upスペースを利用している最中であっても、甲又は甲のイベント等の主催者若しくは甲のイベント等の出席予定者が前項各号の一つに該当し、又は該当する行為が行われていることが判明した場合には、乙は甲のPop-upスペースの利用を中止することができるものとします。

3. 前項により乙が甲のPop-upスペースの利用を中止させた場合でも、乙は甲に対し何らの賠償義務を負わず、他方で甲又は甲のイベント等の主催者もしくは甲のイベント等の出席予定者が前項記載の各事項の一つに該当することにより乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲がその賠償義務を負担するものとします。

第9条（乙の責任範囲・乙の免責）

1. 甲は、乙の過失による甲に対する損害補償が甲の支払い済の利用料を上限とする金額での補償になることを了承します。

2. 乙は甲に対し、甲の在店日に生じた、甲のPop-upスペース内での人身事故および部外品・展示品等の盗難・破損事故等のすべての事故について、当該事故が乙の責に帰すべき事由によらない場合には、一切の責任を負いません。

3. 甲は以下の各項に起因した一切の損害について、乙が賠償責任を負わないことに同意したものとします。

1 甲の予約ミス、甲による予約キャンセル（第3条1項Bの場合を含む）、甲による日程内容変更によって生じた損害

2 Pop-upスペース内および当該建造物で発生した不正利用、器物損壊、無断キャンセル、盗難、事故、故障、火災、天災、その他トラブルによる損害

3 乙の責に帰すべき事由によらずしてPop-upスペースを当日利用できなかった場合および当日途中から利用できなくなった場合の、営業保証、交通費、人件費など一切の損害

4 甲が本サービスの利用によって、Pop-upスペースの運営者や他の甲の関係者、甲の顧客その他の第三者に対して与えた損害及び甲の自損事故による損害

5 甲が自ら持ち込んだ機材・物品等の盗難・紛失・火災等による損害

6 甲が、本規約および各ページに記載された注意事項に違反した際に発生した一切の損害

第10条（反社会的勢力の利用禁止）

1. 甲又は甲のイベント等のご主催者もしくは甲のイベント等の出席予定者が以下の各号の一つにでも該当する場合には、乙は甲の利用予約を受け付けないものとします。
 - 1 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会勢力若しくはこれらに準じる者（以下「暴力団等」と称します）又は暴力団等の関係者である場合
 - 2 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - 3 役員（取締役、執行役又はこれらに準じる方を言います。）、従業員、関係者等が暴力団等の構成員又はその関係者である場合
 - 4 過去にPop-upスペースの他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動・行為をした場合
 - 5 乙に対して暴力、脅迫、恐喝、威圧的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。あるいは過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
2. 甲又は甲のイベント等の主催者もしくは甲のイベント等の出席予定者が前項の各号の一つにでも該当する場合には、甲のPop-upスペースの利用予約が成立していた場合でも、乙は直ちに予約を解除することができるものとします。
3. 甲又は甲のイベント等の主催者もしくは甲のイベント等の出席予定者が前項の各号の一つにでも該当する場合には、甲のPop-upスペースの利用が開始していた場合でも、乙は直ちに甲がPop-upスペースの利用を中止させることができるものとします。
4. 本条第1項の利用予約の受付拒否、同第2項の予約解除、同第3項の利用中止のいずれの場合についても、甲は乙に対し異議を唱えず、また、乙は甲に対し何らの賠償義務も負わないものとします。

第11条（個人情報保護）

1. 乙は、Pop-upスペース利用サービスの提供又はその前提となる予約にあたり、甲から提供された個人情報（以下、単に個人情報という。）を次項以下に規定する方法で適正に保護します。
2. 乙は個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを実現します。
3. 乙は、偽りその他不正の手段によらず適正に個人情報を取得します。
4. 乙は、個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。以下に定めのない目的で個人情報を利用する場合、あらかじめ甲の同意を得た上で行なうものとします。
 - 1 お見積のご依頼・ご相談に対する回答及び資料送付
 - 2 Pop-upスペース情報、各種サービスに関する情報提供

5. 乙は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
6. 乙は、個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合は、当該第三者について適正な調査を行い、取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行います。尚、コンサルティング、プライバシーマーク申請、ISMS申請業務におきまして第三者と共同して業務を遂行する場合に個人情報の取り扱いを委託する場合があります。
7. 乙は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報を予め甲の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
8. 乙は、甲から自己の個人情報についての開示の請求がある場合、速やかに開示します。但し、その際に甲の真意に基づく開示請求であることが確認できない場合には、乙は開示に応じないものとします。
9. 乙が保有する個人情報の内容に誤りがあり、甲から訂正・追加・削除の請求がある場合、調査の上、速やかにこれらの請求に対応致します。その際に甲の真意に基づく開示請求であることが確認できない場合には、乙は開示に応じないものとします。
10. 乙の個人情報の取り扱いについて、甲から乙に対し上記の請求・問い合わせ等を行う場合には、下記アドレスにEメールをもって問い合わせるものとします。
【連絡先】 Inu to Town株式会社 / E-mail : inutotown.info@gmail.com
11. 乙は、乙の代表者を個人情報管理責任者とし、個人情報の適正な管理及び継続的な改善を実施するものとします。
12. 乙における個人情報保護の内容は変更されることがあります。変更後の内容については、乙が別途定める場合を除いて、乙のホームページに掲載した時から効力を生じるものとします。

(以 上)